

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 4 日

出店企業の皆様へ

(公財) 日本食肉流通センター

大胆な投資促進税制の施行について【情報提供】

日頃から当センターの業務運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

農林水産省畜産局食肉鶏卵課を通じて、大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）の施行について、別添のとおり周知依頼がありましたのでお知らせします。

(別添)

関係団体各位

令和8年度税制改正において、大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）が創設され、7月31日付で関係法令を施行し、申請手続を開始した旨、経産省から連絡がありましたので、ご報告させていただきます。

当該税制は、「投資下限額（大企業：35億円以上、中小企業者等：5億円以上）を満たし、投資案件の投資収益率が15%以上と見込まれる案件」については、経産省の確認を受けた上で、「生産性向上に資する機械や建物等を導入する場合、対象設備に対して、即時償却又は取得価額の7%（建物、建物附属設備及び構築物については4%）の税額控除の適用を選択することが可能」となるものです。

政府の動きとしてご報告させていただくとともに、企業の方々におかれては御活用いただける場合もあろうかと思しますので、傘下・関連団体がいらっしゃる団体におかれましては、御周知をいただけますと幸甚です。

(関連 HP)

[大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）（METI/経済産業省）](#)

[「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が閣議決定されました（METI/経済産業省）](#)